

2025
10月

協会けんぽ徳島だより



をまだ受けていない方へ

令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内

対象：35歳～74歳の被保険者（ご本人）

ご案内は、3月下旬に黄緑色の封筒で事業所さまへお送りしております。

- <ポイント>
- ①定期健診項目に「がん検診」もプラス
 - ②年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助するのでお得

自己負担上限額 ・一般健診 **最高5,282円**
(一人当たり) ・子宮頸がん検診（単独受診）20歳～38歳の偶数年齢の方 **最高970円**

一般健診に追加できる健診もございます。こちらからご確認ください。
(付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診) ※単独受診はできません



★この機会に生活習慣病予防健診をご利用ください。



令和7年度 特定健康診査のご案内（被扶養者さま）

対象：40歳～74歳の被扶養者（ご家族）

ご案内は、4月上旬に黄色の封筒で被扶養者さまへお送りしております。

健診を受診する時に必要な受診券が入っています。

※お送り先は、被保険者さまのご住所です。ご住所が別の場合は、被扶養者さまにお渡しいただきますよう、お願いいたします。

「受診券」と「資格情報のお知らせ」の記号番号が一致しているか確認してください。
(異なっている場合は、受診券の申請が必要になります。)



★被扶養者さまにおすすめていただきますよう、お願いいたします。

健診で高血圧・高血糖・脂質異常で要治療・要精密検査と判定され、まだ医療機関を受診されていない皆さまへ

協会けんぽでは、高血圧・高血糖・脂質異常の方で未治療と思われる下記の方へ、心筋梗塞や脳卒中・慢性腎不全等への重症化を防ぐために電話や文書にて受診を勧奨しています。



受診が必要な方

収縮期血圧値	160	mmHg以上	空腹時血糖値	126	mg/dl以上	L D L	180	mg/dl以上
拡張期血圧値	100	mmHg以上	HbA1c	6.5	%以上	コレステロール値		
血圧			血糖			脂質		

心筋梗塞や脳卒中等、重症な疾患で突然倒れる方の6割の方が健診を受けていません。健診を受けていただくとともに従業員さまの健診結果をご確認いただき、「要治療」「要精密検査」と判定された方へは、事業所さまからも受診勧奨をお願いします。

上手な「おやこ」医療のかかり方

お財布にやさしい受診の仕方

緊急な受診が必要なか、電話で相談シテミルー！

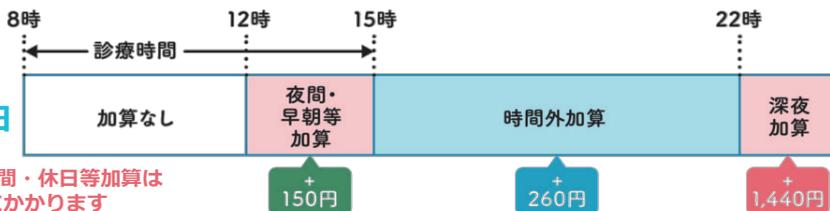
〈診療所(医科)：初診料の場合〉 **緊急時以外は平日昼間に受診しましょう。**

● 平日



※薬局の夜間・休日等加算は19時以降にかかります

● 土曜日



※薬局の夜間・休日等加算は13時以降にかかります

緊急時にはためらわず救急車を呼んでください。

急な病気やケガで病院を受診するか悩んだら、まずは電話相談から！適切な医療機関を紹介してもらえます。

こどもの症状は **#8000**

子供医療電話相談事業
対象者：15歳未満の方

おとなの症状は **#7119**

救急安心センター事業
対象者：概ね15歳以上の方

負担の軽いお薬をエランデミルー！

ジェネリック医薬品を選びましょう。

協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことから、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。令和7年3月時点で徳島のジェネリック医薬品使用割合は**85.3%**。全国平均使用率89.1%まであと一歩です。

高血圧症の代表的な薬を1日1回、1年間服用したと仮定。
※健保・国保(3割負担)



令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〈確認の対象となる方〉

以下のいずれかに該当する被扶養者



確認の対象となる方が前年度から大幅に変更されました。ご確認をお願いいたします。

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

〈送付時期〉

令和7年10月下旬(予定)

〈提出期限〉

令和7年12月12日(金)

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ徳島支部までお問い合わせください。

